

日本の社会的養護施設入所児童における被虐待経験の実態

ツツイ タカコ
筒井 孝子*

目的 国内の先行研究において、これまで社会的養護関連施設別や、個々の児童の基本属性別にみた被虐待経験割合、あるいは複数の被虐待経験の組み合わせについての詳細は、全国レベルではほとんど明らかにされてこなかった。そこで本研究では、2009年に実施された全国の社会的養護関連施設の全入所児童のデータを用いて、第1に、わが国の全社会的養護関連施設の全入所児童における被虐待経験の割合を明らかにすること、第2に、被虐待経験の組み合わせを類型化し、その発生割合を明らかにすること、第3に、児童の被虐待経験と基本属性との関連を明らかにすることを目的とした。

方法 2009年度に社会的養護関連施設を対象とした調査で収集された全入所児童36,234名のデータを用いて、児童の年齢、性別等の基本属性、被虐待経験の有無と虐待の種類（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待、その他）について分析した。

結果 日本の社会的養護施設入所児童における被虐待経験ありの割合は、55.5%であった。男女別にみると男女ともに約6割と過半数を超え、年齢階級別では、虐待経験ありの割合が過半数だったのは、7歳以上16歳未満、16歳以上であった。また被虐待経験ありの割合は、施設種別によって大きく異なっており、情緒障害児短期治療施設が最も高く78.1%、児童自立支援施設が66.2%、児童養護施設では59.2%、母子生活支援施設が43.7%、乳児院34.4%であった。この結果からは、社会的養護入所施設のうち、乳児院と母子生活支援施設を除けば、被虐待経験を持つ児童は半数を超えており、社会的養護入所施設は、単に養育に欠ける児童へのケアだけでなく、被虐待児童に対して、治療的なケアも担うべき存在となっているものと考えられた。

結論 本研究では、施設種別ごとの被虐待経験の分析結果より、入所児童の属性が大きく異なっていることが示されたと同時に、被虐待児童への治療的ケアを含めた適切に提供できることが求められていることが明らかにされた。今後は、臨床現場で実施されている被虐待経験に対応するためのケアを明確にし、これを標準化していくことが課題である。

キーワード 社会的養護、被虐待経験、施設養護、要保護児童

I 緒 言

児童相談所に持ち込まれる相談件数は、1997年には5,352件であったのが、2008年は、43,291件と8倍以上になり、虐待件数も約3.3倍と顕著な増加を示し¹⁾、こうした家庭内における児

童虐待が顕在化しつつある。日本では虐待を受けた児童は児童相談所の措置により、そのほとんどが社会的養護関連施設に入所している。

なお本稿で扱う「社会的養護」という用語には、今のところ明確な定義はなく、根拠法もないが、国では乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、児童自立支援施設と5種類の入所施設における用語を社

* 国立保健医療科学院統括研究官

会的養護としている。この社会的養護施設に入所している児童の属性については、5年に一度、全国調査が実施されてきたが入所児童の被虐待経験の有無のデータについては、2008年実施調査²⁾まで収集されていなかった。また全国における正確な情報を網羅した入所児童の被虐待経験を示すデータベースも存在していなかった。

このため児童の被虐待経験に関するデータは特定の研究者による限定された地域の把握や各々の児童関連団体が行った調査結果³⁾⁻⁵⁾によって推測するという状況が最近まで続いていた。

一方、欧米諸国では、被虐待経験の有無等をはじめ、入所児童に関するデータやその統計は整備されている。例えば、アメリカでは児童虐待に関する発見と発生に関する報告レポートが、毎年、保健対人サービス省青年家庭児童課に提出され、公的統計が整備されている⁶⁾。また、1970年代より貧困や低所得という社会経済的要因と児童虐待との関連性を調査する研究⁷⁾⁻⁸⁾も多く実施され、その他にも虐待と児童の属性との関連性については、児童関連の研究の主要なテーマとなっており、数多くの検討がなされている⁹⁾⁻¹²⁾。

そこで本研究では、前述した初めての全国調査の1年後に母子生活支援施設の入所児童、母親も調査対象に含め、社会的養護施設全体の調査として実施された2009年の全国悉皆調査のデータから、第1に、わが国の全社会的養護関連施設の全入所児童における被虐待経験の割合を明らかにすること、第2に、被虐待経験の組み合わせを類型化し、その発生割合を明らかにすること、第3に、児童の被虐待経験と基本属性との関連を明らかにすることを目的とした。

本研究は、わが国で初めて、全国レベルでの社会的養護関連施設別、個々の児童の基本属性別に被虐待経験パターンを示すものであり、社会的養護施設の再編の議論や施設養護における適切な児童への治療や心理的ケア等のあり方を検討していく上でも重要な資料となると考えられる。

Ⅱ 研究方法

分析データは、2009年度に全社会的養護関連施設を対象とした調査で収集された社会的養護施設に入所していた児童36,234名分である。なお、調査対象となった各種類別の施設数と回収割合と基本属性は表1に示した。

分析項目は児童の年齢、性別等の基本属性、現在の状況、ケアの形態、被虐待経験の有無と虐待の種類（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待、その他）についてである。

Ⅲ 結果

調査票を配布した全施設数1,040から、87.8%の914施設から調査票が回収された。いずれの施設の回収割合も高く、県別の偏りもなかった。

(1) 日本の社会的養護施設における被虐待児童の割合および施設別割合

日本の社会的養護施設入所児童における被虐待経験を持つ児童が占める割合は55.5%であった。被虐待経験があった児童の性別は、男子は53.6%、女子は45.9%、虐待を受けていなかった児童では男子54.1%、女子45.4%と、被虐待経験あり群、なし群ともに男子の方が多かった。

被虐待経験ありの割合を施設種別でみると、最も高かったのは情緒障害児短期治療施設で、948名のうち78.1%に被虐待経験があった。これに次いで高かったのは、児童自立支援施設で66.2%で、このうち男子では65.1%にあたる668名に、女子では468名の69.8%にあたる322名に被虐待経験があった。また児童養護施設では、25,047名のうち59.2%に被虐待経験があった。

以上の3種類の社会的養護施設では6割程度に被虐待経験があったのに対し、母子生活支援施設では43.7%と、若干、低かった。乳児院では34.4%に被虐待経験があったが他施設と比較すれば低い割合であった(表1)。

表1 社会的養護関連施設別入所児童の基本属性および被虐待経験の有無

	総数 (N = 1,040)		児童養護施設 (N = 559)		乳児院 (N = 121)		情緒障害児 短期治療施設 (N = 31)		児童自立 支援施設 (N = 58)		母子生活 支援施設 (N = 271)	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
回収施設数	914	87.8	490	87.7	112	92.6	26	83.9	45	77.6	241	88.9
回収児童数	36 234	100.0	25 047	100.0	2 966	100.0	948	100.0	1 501	100.0	5 772	100.0
性別												
男子	19 443	53.7	13 413	53.6	1 641	55.3	548	57.8	1 026	68.4	2 815	48.8
女子	16 491	45.5	11 517	46.0	1 319	44.5	394	41.6	468	31.2	2 793	48.4
無回答	300	0.8	117	0.5	6	0.2	6	0.6	7	0.5	164	2.8
年齢区分												
3歳未満	3 913	10.8	428	1.7	2 654	89.5	4	0.4	4	0.3	823	14.3
男子	2 113	54.0	223	52.1	1 468	55.3	2	50.0	4	100.0	416	50.5
女子	1 784	45.6	203	47.4	1 181	44.5	2	50.0	-	-	398	48.4
無回答	16	0.4	2	0.5	5	0.2	-	-	-	-	9	1.1
3歳以上7歳未満	6 932	19.1	4 851	19.4	311	10.5	9	0.9	11	0.7	1 750	30.3
男子	3 718	53.6	2 601	53.6	173	55.6	5	55.6	9	81.8	930	53.1
女子	3 194	46.1	2 238	46.1	138	44.4	4	44.4	2	18.2	812	46.4
無回答	20	0.3	12	0.2	-	-	-	-	-	-	8	0.5
7歳以上16歳未満	20 879	57.6	16 002	63.9	-	-	815	86.0	1 292	86.1	2 770	48.0
男子	11 371	54.5	8 622	54.1	-	-	484	59.4	906	70.1	1 359	49.1
女子	9 407	45.1	7 304	45.9	-	-	327	40.1	381	29.5	1 395	50.4
無回答	101	0.5	76	-	-	-	4	0.5	5	0.4	16	0.6
16歳以上	4 348	12.0	3 741	14.9	-	-	120	12.7	193	12.9	294	5.1
男子	2 226	51.2	1 955	52.3	-	-	57	47.5	106	54.9	108	36.7
女子	2 095	48.2	1 765	47.2	-	-	61	50.8	85	44.0	184	62.6
無回答	27	0.6	21	0.6	-	-	2	1.7	2	1.0	2	0.7
無回答	162	0.4	25	0.1	1	-	-	-	1	0.1	135	2.3
虐待経験												
あり	20 110	55.5	14 835	59.2	1 019	34.4	740	78.1	993	66.2	2 523	43.7
男子	10 783	53.6	7 875	53.1	563	55.3	426	57.6	668	67.3	1 251	49.6
女子	9 240	45.9	6 901	46.5	455	80.8	308	41.6	322	32.4	1 254	49.7
無回答	87	0.4	59	0.4	1	0.2	6	0.8	3	0.3	18	0.7
なし	15 763	43.5	10 078	40.2	1 917	64.6	203	21.4	501	33.4	3 064	53.1
男子	8 529	54.1	5 458	54.2	1 061	55.3	120	59.1	354	70.7	1 536	50.1
女子	7 149	45.4	4 564	45.3	851	44.4	83	40.9	143	28.5	1 508	49.2
無回答	85	0.5	56	0.6	5	0.3	-	-	4	0.8	20	0.7
無回答	361	1.0	134	0.5	30	1.0	5	0.5	7	0.5	185	3.2
虐待経験の種類 ¹⁾												
身体的虐待あり	7 948	21.9	5 796	23.1	296	10.0	460	48.5	519	34.6	877	15.2
性的虐待あり	888	2.5	651	2.6	4	0.1	69	7.3	69	4.6	95	1.6
ネグレクトあり	12 727	35.1	10 381	41.4	731	24.6	403	42.5	630	42.0	582	10.1
心理的虐待あり	6 081	16.8	3 532	14.1	105	3.5	275	29.0	326	21.7	1 843	31.9
その他の虐待あり	393	1.1	215	0.9	62	2.1	7	0.7	5	0.3	104	1.8
判断困難	372	1.0	242	1.0	25	0.8	7	0.7	9	0.6	89	1.5

注 1) 複数回答

(2) 虐待の種類別被虐待経験の割合

児童が受けていた虐待の種類（複数回答）は、ネグレクトが35.1%と最も高く、次いで身体的虐待21.9%、心理的虐待16.8%、性的虐待2.5%、その他1.1%という順であった。施設別にみると、児童養護施設では、ネグレクトが41.4%、次いで身体的虐待が23.1%と多かった。情緒障害児短期治療施設は身体的虐待が48.5%と最も割合が高く、次いでネグレクト42.5%、心理的虐待が29.0%だった。児童自立支援施設では、ネグレクトが42.0%と一番割合が高かったが、身体的虐待も34.6%と高かった。乳児院は、ネ

グレクトが24.6%と高かった。母子生活支援施設では心理的虐待の割合が31.9%と高く、次いで身体的虐待が15.2%と高かった（表1）。

(3) 施設別性別年齢階級別の被虐待経験の有無

性別に被虐待経験の有無を分析した結果、乳児院を除いた施設では入所者の過半数に被虐待経験があった。また年齢階級別にみると被虐待経験のありの割合は、就学前児童では、3歳未満で31.1%、3歳以上7歳未満で48.5%であった。就学後児童では、7歳以上16歳未満で60.6%、16歳以上で58.7%であり、年齢階級別にみ

表2 施設別、性別、年齢階級別、性別年齢階級別虐待経験の有無

(単位 人)

	総数		児童養護施設		乳児院		情緒障害児短期治療施設		児童自立支援施設		母子生活支援施設	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
性別												
男子	19 442	100.0	13 333	100.0	1 624	100.0	546	100.0	1 022	100.0	2 787	100.0
被虐待体験の有無：あり	10 783	55.8	7 875	59.1	563	34.7	426	78.0	668	65.4	1 251	44.9
：なし	8 529	44.2	5 458	40.9	1 061	65.3	120	22.0	354	34.6	1 536	55.1
女子	16 491	100.0	11 465	100.0	1 306	100.0	391	100.0	465	100.0	2 762	100.0
被虐待体験の有無：あり	9 240	56.4	6 901	60.2	455	34.8	308	78.8	322	69.2	1 254	45.4
：なし	7 149	43.6	4 564	39.8	851	65.2	83	21.2	143	30.8	1 508	54.6
年齢区分												
3歳未満	2 376	100.0	427	100.0	1 868	100.0	4	100.0	4	100.0	814	100.0
被虐待体験の有無：あり	732	31.1	203	47.5	582	31.2	2	50.0	4	100.0	240	29.5
：なし	1 619	68.9	224	52.5	1 264	67.7	2	50.0	-	-	574	70.5
3歳以上7歳未満	6 584	100.0	4 816	100.0	1 096	100.0	9	100.0	11	100.0	1 728	100.0
被虐待体験の有無：あり	3 162	48.5	2 672	55.5	437	39.9	8	88.9	8	72.7	790	45.7
：なし	3 364	51.5	2 144	44.5	652	59.5	1	11.1	3	27.3	938	54.3
7歳以上16歳未満	20 144	100.0	15 923	100.0	1	100.0	811	100.0	1 285	100.0	2 743	100.0
被虐待体験の有無：あり	12 129	60.6	9 785	61.5	-	-	639	78.8	849	66.1	1 366	49.8
：なし	7 898	39.4	6 138	38.5	1	100.0	172	21.2	436	33.9	1 377	50.2
16歳以上	6 968	100.0	3 724	100.0	-	-	119	100.0	193	100.0	293	100.0
被虐待体験の有無：あり	4 068	58.7	2 160	58.0	-	-	91	76.5	132	68.4	123	42.0
：なし	2 868	41.3	1 564	42.0	-	-	28	23.5	61	31.6	170	58.0
年齢区分(男子のみ)												
3歳未満	1 294	100.0	427	100.0	1 037	100.0	4	100.0	4	100.0	814	100.0
被虐待体験の有無：あり	399	31.1	203	47.5	325	31.3	2	50.0	4	100.0	240	29.5
：なし	882	68.9	224	52.5	700	67.5	2	50.0	-	-	574	70.5
3歳以上7歳未満	3 501	100.0	4 816	100.0	602	100.0	9	100.0	11	100.0	1 728	100.0
被虐待体験の有無：あり	1 676	48.4	2 672	55.5	238	39.5	8	88.9	8	72.7	790	45.7
：なし	1 789	51.6	2 144	44.5	360	59.8	1	11.1	3	27.3	938	54.3
7歳以上16歳未満	11 026	100.0	15 923	100.0	1	100.0	811	100.0	1 285	100.0	2 743	100.0
被虐待体験の有無：あり	6 647	60.6	9 785	61.5	-	-	639	78.8	849	66.1	1 366	49.8
：なし	4 318	39.4	6 138	38.5	1	100.0	172	21.2	436	33.9	1 377	50.2
16歳以上	3 606	100.0	3 724	100.0	-	-	119	100.0	193	100.0	293	100.0
被虐待体験の有無：あり	2 053	57.3	2 160	58.0	-	-	91	76.5	132	68.4	123	42.0
：なし	1 533	42.7	1 564	42.0	-	-	28	23.5	61	31.6	170	58.0
年齢区分(女子のみ)												
3歳未満	1 076	100.0	203	100.0	829	100.0	2	100.0	-	-	394	100.0
被虐待体験の有無：あり	331	30.8	104	51.2	257	31.0	1	50.0	-	-	119	30.2
：なし	733	68.1	99	48.8	562	67.8	1	50.0	-	-	275	69.8
3歳以上7歳未満	3 057	100.0	2 226	100.0	490	100.0	4	100.0	2	100.0	802	100.0
被虐待体験の有無：あり	1 480	48.4	1 238	55.6	198	40.4	4	100.0	2	100.0	367	45.8
：なし	1 555	50.9	988	44.4	289	59.0	-	-	-	-	435	54.2
7歳以上16歳未満	9 025	100.0	7 270	100.0	-	-	325	100.0	378	100.0	1 379	100.0
被虐待体験の有無：あり	5 424	60.1	4 503	61.9	-	-	258	79.4	258	68.3	683	49.5
：なし	3 545	39.3	2 767	38.1	-	-	67	20.6	120	31.7	696	50.5
16歳以上	3 322	100.0	1 759	100.0	-	-	60	100.0	85	100.0	183	100.0
被虐待体験の有無：あり	1 997	60.1	1 051	59.7	-	-	45	75.0	62	72.9	82	44.8
：なし	1 313	39.5	708	40.3	-	-	15	25.0	23	27.1	101	55.2

ると虐待経験の割合が高かったのは、7歳以上16歳未満、16歳以上であった。逆に、被虐待割合が低かったのは3歳未満であった。

さらに、性別年齢階級別にみると被虐待経験割合が高いのは7歳以上16歳未満の男子の60.6%であり、7歳以上16歳未満と16歳以上の女子も60.1%に被虐待経験があった。一方、被虐待経験が低かったのは、3歳未満の女子の30.8%であり、同様に3歳未満の男子も31.1%と低かった(表2)。

(4) 個別児童虐待パターンと施設別の傾向

ネグレクト、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、その他の虐待について個別の児童別に受けていた虐待の種類を組み合わせた明らかにした(表3)。この結果、被虐待経験児童において最も多かった虐待の種類は、「ネグレクトのみ」で22.0%、次いで「身体的虐待のみ」が8.2%、「心理的虐待のみ」が5.2%、「身体的虐待とネグレクト」が5.0%、「身体的虐待と心理的虐待」が3.9%であり、この結果から複数の種類の虐待を受けていた児童は2割近くいた。

表3 社会的養護関連施設入所児童の被虐待経験のパターン（全体での降順）

（単位 人）

	総数		児童養護施設		乳児院		情緒障害児短期治療施設		児童自立支援施設		母子生活支援施設	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
総数	36 234	100.0	25 047	100.0	2 966	100.0	948	100.0	1 501	100.0	5 772	100.0
なし	16 495	45.5	10 452	41.7	1 978	66.7	215	22.7	511	34.0	3 339	57.8
ネグレクトのみ	7 975	22.0	6 726	26.9	586	19.8	158	16.7	301	20.1	204	3.5
身体的虐待のみ	2 962	8.2	2 199	8.8	173	5.8	167	17.6	195	13.0	228	4.0
心理的虐待のみ	1 891	5.2	702	2.8	27	0.9	45	4.7	62	4.1	1 055	18.3
身体的虐待とネグレクト	1 826	5.0	1 514	6.0	63	2.1	87	9.2	118	7.9	44	0.8
身体的虐待と心理的虐待	1 429	3.9	853	3.4	21	0.7	77	8.1	68	4.5	410	7.1
身体的虐待とネグレクトと心理的虐待	1 334	3.7	964	3.8	29	1.0	95	10.0	102	6.8	144	2.5
ネグレクトと心理的虐待	1 051	2.9	780	3.1	23	0.8	28	3.0	70	4.7	150	2.6
性的虐待のみ	273	0.8	202	0.8			21	2.2	17	1.1	33	0.6
その他の虐待のみ	187	0.5	93	0.4	31	1.0	5	0.5	2	0.1	56	1.0
性的虐待とネグレクト	176	0.5	148	0.6			10	1.1	14	0.9	4	0.1
身体的虐待と性的虐待とネグレクトと心理的虐待	122	0.3	75	0.3	3	0.1	17	1.8	14	0.9	13	0.2
ネグレクトとその他の虐待	89	0.2	54	0.2	24	0.8	1	0.1	1	0.1	9	0.2
身体的虐待と性的虐待と心理的虐待	84	0.2	51	0.2			8	0.8	6	0.4	19	0.3
身体的虐待と性的虐待	68	0.2	52	0.2	1	0.0	5	0.5	6	0.4	4	0.1
身体的虐待と性的虐待とネグレクト	61	0.2	49	0.2			4	0.4	8	0.5		
性的虐待と心理的虐待	53	0.1	32	0.1			1	0.1	2	0.1	18	0.3
性的虐待とネグレクトと心理的虐待	41	0.1	33	0.1			3	0.3	2	0.1	3	0.1
心理的虐待とその他の虐待	32	0.1	12	0.0	1	0.0	1	0.1			18	0.3
身体的虐待とその他の虐待	23	0.1	11	0.0	3	0.1			2	0.1	7	0.1
身体的虐待とネグレクトと心理的虐待とその他の虐待	18	0.0	13	0.1	1	0.0					4	0.1
ネグレクトと心理的虐待とその他の虐待	14	0.0	9	0.0							5	0.1
身体的虐待とネグレクトとその他の虐待	12	0.0	9	0.0	2	0.1					1	0.0
身体的虐待と心理的虐待とその他の虐待	8	0.0	5	0.0							3	0.1
性的虐待とネグレクトとその他の虐待	4	0.0	4	0.0								
性的虐待とネグレクトと心理的虐待とその他の虐待	4	0.0	3	0.0							1	0.0
性的虐待とその他の虐待	1	0.0	1	0.0								
身体的虐待と性的虐待とその他の虐待	1	0.0	1	0.0								

施設別では、児童養護施設および乳児院では、「ネグレクトのみ」が26.9%、19.8%と高かったが、児童養護施設では、この他に「身体的虐待とネグレクト」が6.0%、「身体的虐待とネグレクトと心理的虐待」が3.8%、「ネグレクトと心理的虐待」が3.1%と複数の虐待を受けていた児童が2割程度いた。情緒障害児短期治療施設で最も割合が高かったのは「身体的虐待のみ」で17.6%、次いで「ネグレクトのみ」が16.7%と1種類の虐待であったが、続く「身体的虐待とネグレクトと心理的虐待」が10.0%、「身体的虐待とネグレクト」が9.2%、「身体的虐待と心理的虐待」が8.1%であり、他の施設に比較して、複数の虐待を受けていた児童の割合が3割程度と高かった。

児童自立支援施設では、「ネグレクトのみ」が20.1%、「身体的虐待のみ」が13.0%であった。母子生活支援施設では、「心理的虐待のみ」という被虐待経験の割合が高く18.3%であった。

IV 考 察

(1) 日本の施設による社会的養護の実態

日本で施設内養護を受けている児童における被虐待経験ありの割合は約6割であった。しかし、この被虐待児童の割合は施設種別により異なっていた。母子生活支援施設を除いた施設では被虐待経験を持つ児童は入所児童の半数を超えていることが明らかにされた。

このことは社会的養護施設は単に養育に欠けるという児童のケアだけでなく、被虐待児童に対する治療的なケアという機能をもった施設でなければならないことを示しているが、施設によっては、臨床心理士や看護師等の専門職を必置としない人員配置¹³⁾となっていることは、今後、解決していかなばならない課題である。

また、入所児童が受けていた虐待の種類は、アメリカの施設養護を受けている児童（N = 1,799）の施設入所の理由として、ネグレクト

27.7%が最も高い割合を示し、次いで身体的虐待14.7%、性的虐待6.5%、心理的虐待0.6%をされているように、ネグレクトや身体的虐待の割合が高く、日本とアメリカは共通していた¹⁴⁾。

(2) 日本における施設の社会的養護における被虐待児童をめぐる課題

児童の重篤な情緒・行動上の障害を引き起こす要因の1つとして身体的虐待の経験がある。エビデンスは、国外でいくつかの先行研究がある⁷⁾¹⁰⁾が、国内では未だ十分なエビデンスは集積されていない。したがって、本研究で明らかになった複数の種類の虐待を受けた児童の入所後の経年的変化に関しては、今後、データを蓄積し、エビデンスの集積を図る必要がある。

また、わが国の施設養護の実態を国際的に公表されているデータと比較すると、例えば、アメリカの2009年のNCANDSデータでは⁶⁾、78.3%がネグレクト、17.8%が身体的虐待、9.5%が性的虐待、7.6%が心理的虐待、2.4%が医療的ネグレクト、9.6%がその他となっており、施設に入所する重篤な障害をもった児童の被虐待経験の割合と情緒障害児短期治療施設の児童の被虐待割合はかなり近似している。ただし、前述のアメリカのデータは、虐待通告を受け、被虐待の事実があると認められたケースの統計である。一方、本稿のわが国のデータには被虐待だけでなく、いわゆる養育に欠ける環境にいたため入所した児童も含まれていることから性質の異なった集団であることには十分、留意する必要がある¹⁵⁾。

また、社会的養護関連施設において被虐待児童への専門的な治療機能を有する唯一の施設である情緒障害児短期治療施設は、全都道府県には配置されておらず全国で32カ所しかない¹⁶⁾。このため、本来はこうした治療施設で専門的な職員による心理的なケアを受けたほうがよい児童であっても、この施設が存在しない地域では児童養護施設へ措置されていると推察される。今後は、各地域のこういった施設資源の偏りを加味した詳細な分析として、例えば、情緒障害児短期入所施設が存在しない地域の児童養護施

設における児童の被虐待割合の検討等といった分析がさらに必要と考えられた。

また、児童自立支援施設では児童養護施設および乳児院と同様に、「ネグレクト」が被虐待経験として一番高い割合を示し、「身体的虐待のみ」が次いで多かった。親からの「ネグレクト」と「身体的虐待」といった被虐待経験を受けることで非社会的な行動へ向かわせる要因となっている可能性は否定できない。昨今、この施設では被虐待経験だけでなく、これによる発達障害を併発した児童の割合が増加している¹⁷⁾。この理由として、児童自立支援施設の入所児童が長期的に減少し続け、その定員に占める入所割合が45.1%と5種類の社会的養護施設の中で最も低いこと¹⁶⁾も背景にあると推察されるが、一方で、これまでの児童自立支援施設ではケアを提供したことがない状態像の児童が増えて、現場からはケアが困難であるという深刻な訴えが出されている¹⁷⁾。これは社会的養護を受ける児童に適切なケアが提供されていない状況となっていることを示している。措置時におけるスクリーニングシステムを再検討すべきものと考えられた。

さらに、母子生活支援施設に入所していた児童の被虐待経験は他の4種類の社会的養護施設に比較すると低く、またその内容としては、「ネグレクト」より「心理的虐待」を受けた児童の割合が高くなっていた。当該施設入所児童の性質は、他の社会的養護施設の4施設と傾向が異なっており、これは児童ではなく母親の要因によって入所している点が他の社会的養護施設とは異なっており、ここで提供されているケアやこれに係るマネジメントのノウハウの蓄積は、児童養護施設で困難な課題となっている家族再統合の際に応用できる可能性がある。

したがって、今後は、母子生活支援施設の被虐待経験のある児童と母親のケア提供とその予後や、施設が提供したケアのデータ、マネジメントに関する記録を蓄積し、これらの内容を他の社会的養護施設のケアに利用できるような道筋が検討されることが期待される。

(3) 社会的養護体制改革の課題と動向

本研究で明らかにされたように、社会的養護施設の入所児童は約6割が被虐待経験を有しており、これらの児童に対しては、心理的・情緒的なケアが個別に提供される必要があると考えられる。虐待を受けた児童はとくに愛着形成に問題があることから、家庭的雰囲気での個別ケアが重要とされる。特に、アメリカでは、児童の心理的・社会的ニーズにとって施設での養護は、有害なものと考えられ¹⁸⁾、原則として要保護児童を施設で受け入れるようなケア体制は想定されていない。

こうした諸外国の状況をかんがみると施設養護が社会的養護の9割を占める日本において特別な児童に対して実施されている（必ずしも主流とはいえないが）、5人から15人程度のグループホームと呼ばれる小規模でのケア提供を主とする体制について、今後は検討されるべきであろう。社会的養護体制のあり方を考える上で大舎制と小舎制との比較や両者のどちらが良いのかといった議論はすでに行われてきている¹⁹⁾。

現在も社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会において社会的養護施設体系の再編を視野に置いた具体的な検討が進められているが²⁰⁾、これら議論の中では児童の予後を追跡し、実証データに基づいたアウトカムを検討するといった、エビデンスに基づいた施設体系の再編といった道筋は示されていない。日本においても、アメリカで実施されているような精緻な追跡調査を基礎とした研究成果²¹⁾を蓄積し、これを社会的養護の再編等に係る施策に役立てるといった検討をすべきと考える。

V 結 語

本研究の結果から、日本の社会的養護施設入所児童では、被虐待経験がある児童が被虐待経験を持たない児童の数を上回っていることが明らかにされた。これは被虐待経験を有する児童へのケア提供が施設にとって必須であることを意味している。しかも被虐待経験のある児童の

2割程度が複数の種類の虐待を受けていることから、これが原因となって複雑な情緒・行動上の問題を有している可能性があり、こうした問題に対する特別な配慮をした治療プログラムとその人員配置が必要であることを示していた。

これらの被虐待児童の入所の実態を社会的養護5施設別に分析した結果は、現在、検討されている社会的養護体系のあり方の見直しの議論において、より被虐待児童へのケアを充実させるためにどのようなケア提供体制が必要かといった示唆を与える内容となったものとする。

今後の課題は、臨床現場で経験的に有効とされている被虐待経験に対応するためのケアを明確にし、これを標準化していくことにある。このためには、すでに社会的養護施設において提供されている児童への個別のケアのデータを収集・分析し、被虐待の種類ならびにその情緒・行動上の問題の程度別のケアを客観的手法によって分析し、被虐待の種類ならびにその情緒・行動上の問題の程度別のケアの客観的手法によって分析し、エビデンスを示していくことが期待される。

文 献

- 1) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課・児童相談所における児童虐待相談対応件数 平成21年7月14日。(http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/07/dl/hO714-1a.pdf) 2011.5.1.
- 2) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課・児童養護施設入所児童等調査, 2008.
- 3) 高橋重弘, 山本真実, 庄司順一他. 児童養護施設における被虐待・ネグレクト体験児童に関する研究 日本児童家庭総合研究紀要1997; 34: 23-33.
- 4) 才村純, 庄司順一, 柏女霊峰. 児童福祉施設における被虐待児の実態等に関する調査研究, 平成14年度厚生労働科学研究費補助金(児童家庭総合研究事業)総括研究報告書, 2003.
- 5) 森田展彰, 有園博子. 被虐待時における精神症状・問題行動および内在化された養育者のイメージ-養護施設・児童自立支援施設の児童と一般小中高児童の比較-平成15年度児童環境づくり等総合調査研究事業報告書,(財)児童未来財団, 2004.

- 6) Child Maltreatment 2009. Children's Bureau, U.S.Department of Health and Human Services, 2010 (<http://www.acf.hhs.gov/programs/cb/pubs/cm08/cm08.pdf>) 2011.5.1.
- 7) MP Thomas. CHILD ABUSE AND NEGLECT, PART I-HISTORICAL OVERVIEW, LEGAL MATRIX, AND SOCIAL PERSPECTIVES. North Carolina Law Review 1975 ; 50 : 293-349.
- 8) ED Jones, K McCurdy. The links between types of maltreatment and demographic characteristics of children Child Abuse & Neglect. 1992 ; 16 (2) : 201-15.
- 9) M Chaffin, BFriedrich Evidence-based treatments in child abuse and neglect. Children and Youth Services Review. 2004 ; 26 (11) : 1097-113.
- 10) S Salzinger, RS Feldman, M Hammer et al. The effects of physical abuse on children's social relationships-Child Development, 1993 ; 64 : 169-87.
- 11) JT Manlya, D Cicchetti, D Bامتetta. The impact of subtype, frequency, chronicity, and severity of child maltreatment on social competen and behaviof problems. Development and Psychopathology1994 ; 6 : 121-43.
- 12) K Shipman, H Taussig. Mental Health Treatment of Child Abuse and Neglect : The Promise of Evidence-Based Practice. Pediatric Clinics of North America, 2009 ; 56 (2) : 417-28.
- 13) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課. 第2回児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会資料1 - 3 最低基準と措置費における職員配置基準との比較, 2011.2.18.
- 14) G Harris, J Poretner. Factors that predict the decision to place achild. Research 「Report for the fund from Children and Family Research Center, School of Social Work, University of Illinois at Urbana-Champaign, 2000.
- 15) 竹沢純子. 児童虐待の現状と子供のいる世帯を取り巻く社会経済的状況公的統計および先行研究に基づく考察 - 季刊社会保障研究2010 ; 45 (4) : 346-60.
- 16) 厚生労働省大臣官房統計情報部編. 平成20年社会福祉施設等調査報告, 2009.
- 17) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課. 「児童自立支援施設のあり方に関する研究会」報告書, 2006.
- 18) 平本讓, スティーヴン・トムソン. アメリカの児童養護と児童の権利・山縣文治・林浩康編. 社会的養護の近未来. 東京 : 明石書店, 2008 : 203.
- 19) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課. 第11回社会保障審議会児童部会 社会的養護専門委員会 (平成23年4月8日) 資料3 社会的養護の課題と将来像についての論点, (<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000018h6g-att/2r9852000018h6g.pdf>) 2011.5.1.
- 20) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課・社会保障審議会児童部会「社会的養護の今後のあり方の研究会」報告書, 2003.
- 21) 竹中哲夫. 施設養護と家庭的養護の架け橋. 山縣文治・林浩康 社会的養護の近未来 300-16.